

資格の大原

第74回税理士試験

解答速報

所得税法

本解答は令和6年8月9日17時に学校法人大原学園が独自に作成したもので、予告なしに内容を変更する場合があります。また、本解答は学校法人大原学園が独自の見解で作成/提供しており、試験機関による本試験の結果等について保証するものではありません。

本解答の著作権は学校法人大原学園に帰属します。無断転用・転載を禁じます。

本試験採点・分析サービス

受付期間 2024年8/8(木)～8/21(水)



自己採点結果を入力するだけですぐに「予想得点」を送信します。さらに分析サービス登録者限定で、全国集計後に「最新合格ラインの読み」「得点分布表」「正答率・難易度表」が公開されるアドレスも送信!ぜひ、ご利用ください。

〔第一問〕

問 1 (30 点)

(1)

生活に通常必要でない資産の意義（令 178①）（9 点）

- (1) 競走馬（事業用競走馬を除く。）その他射こう的行為の手段となる動産
- (2) 別荘その他主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する資産（(1)又は(3)に掲げる動産を除く。）
- (3) 生活の用に供する動産で譲渡した場合に非課税とされないもの

(2)

〔1〕概 要

動産Xの譲渡による所得は譲渡所得に該当し、利益については総合課税、損失については生じなかったものとみなされる。

〔2〕譲渡所得（法 33①②）（3 点）

- (1) 譲渡所得とは、資産の譲渡（借地権等の設定で一定のものを含む。）による所得をいう。
- (2) 次に掲げる所得は、譲渡所得に含まれない。
 - ① 棚卸資産（これに準ずる資産を含む。）の譲渡その他営利を目的として継続的に行われる資産の譲渡による所得
 - ② ①のほか、山林の伐採又は譲渡による所得

〔3〕総合課税（法 21、22、33、89）（4 点）

譲渡所得の金額（長期保有資産である場合にはその金額の $\frac{1}{2}$ ）は、他の所得と合算され、課税標準の計算上総所得金額を構成し、超過累進税率により課税される。

〔4〕生活に通常必要でない資産の損失の金額（法 69②）（4 点）

損益通算すべき損失の金額のうち、生活に通常必要でない資産に係る所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、その損失の金額は生じなかったものとみなす。

(3)

〔1〕概 要（2 点）

利益については非課税、損失についてはないものとみなされる。なお、動産Xが生活に通常必要でない資産に該当する場合には、(2)と同様である。

〔2〕非課税（法 9①九、②一）（8 点）

生活に通常必要な動産（1 個又は 1 組の価額が 30 万円を超える貴石、骨とう品等を除く。）の譲渡による所得については、所得税を課さない。

また、その譲渡による収入金額がその取得費等に満たない場合におけるその不足額はないものとみなされる。

問2 (20点)

〔1〕確定申告書を提出しなければならない場合

(1) 確定所得申告 (法120①、措法41の2の2⑥ニ) (6点)

居住者は、その年分の総所得金額等の合計額が所得控除額の合計額を超える場合において、総所得金額等から所得控除額を控除した後の金額を課税所得金額とみなして各別に税率を適用して計算した所得税の額の合計額が、配当控除額及び住宅借入金等年末調整控除額の合計額を超えるとき（所得税額の計算上控除しきれなかった外国税額控除額、源泉徴収税額又は予納税額がある場合を除く。）は、確定損失申告書を提出する場合を除き、第3期^(注1)において、税務署長に対し、確定所得申告書を提出しなければならない。

(注1) 第3期とは、その年の翌年2月16日から3月15日までの期間をいう。(以下同じ。)

(注2) 年末調整の適用を受けた給与所得者が、確定所得申告書を提出する場合には、一定の簡易な記載によることができる。

(2) 復興特別所得税の確定申告 (復興法17①③④) (1点)

所得税の確定所得申告書を提出すべき者は、復興特別所得税申告書を、その確定所得申告書の提出期限までに、その申告書に併せて税務署長に提出しなければならない。

〔2〕確定申告書を提出することができる場合

(1) 還付等を受けるための確定申告 (法122①) (5点)

居住者は、その年分の所得税につき所得税額の計算上控除しきれなかった外国税額控除額、源泉徴収税額又は予納税額があるためこれらの金額の還付を受ける場合には、確定損失申告書を提出できる場合を除き、税務署長に対し、還付等を受けるための申告書を提出することができる。

(2) 確定損失申告 (法123①) (6点)

居住者は、次のいずれかに該当する場合において、その年の翌年以後において純損失もしくは雑損失の繰越控除の適用を受け、又は純損失の繰戻し還付を受けようとするときは、第3期において、税務署長に対し、確定損失申告書を提出することができる。

① その年において生じた純損失の金額がある場合

② その年において生じた雑損失の金額がその年分の総所得金額等の合計額を超える場合

③ その年の前年以前3年内（特定非常災害である場合には、前年以前5年内）の各年において生じた純損失の金額及び雑損失の金額（前年以前において控除されたもの及び純損失の繰戻し還付の計算の基礎となったものを除く。）の合計額が、その年分の合計所得金額を超える場合

(3) 復興特別所得税の確定申告

① 還付等を受けるための確定申告 (復興法17②③④) (1点)

所得税の還付等を受けるための申告書を提出する者は、復興特別所得税申告書を、還付等を受けるための申告書に併せて税務署長に提出しなければならない。

② 確定損失申告 (復興法17②③④) (1点)

所得税の確定損失申告書を提出する者は、復興特別所得税申告書を、確定損失申告書に併せて税務署長に提出しなければならない。

Z-74-C [第二問] 答案用紙

[第二問]

問

I 各種所得の金額の計算

(単位:円)

区 分	金 額	計 算 過 程
不動産所得	△1,457,447	<p>1 総収入金額</p> <p>(1) 賃貸併用住宅</p> $(80,000 \times 2 \text{月} + 80,000 + 50,000 + 100,000 + 100,000) \times \frac{1}{2} = 245,000 \text{ ①}$ <p>(2) 相続取得アパート</p> $1,200,000 - 100,000 + 150,000 + 100,000 \times 20\% = 1,270,000 \text{ ①}$ <p>(3) 総収入金額合計</p> $(1) + (2) = 1,515,000$ <p>2 必要経費 ※賃貸併用二世帯住宅の床面積</p> $40 \text{ m}^2 + 40 \text{ m}^2 + 40 \text{ m}^2 + 40 \text{ m}^2 + 80 \text{ m}^2 = 240 \text{ m}^2$ <p>(1) 租税公課</p> $300,000$ <p>(2) 管理料</p> $120,000 \times \frac{1}{2} + 250,000 = 310,000 \text{ ①}$ <p>(3) 水道光熱費</p> $660,000 \times \frac{40 \text{ m}^2 + 40 \text{ m}^2}{240 \text{ m}^2} \times \frac{1}{2} + 60,000 = 170,000 \text{ ①}$ <p>(4) 減価償却費</p> <p>① 賃貸併用住宅(建物)</p> $(2,600,000 + 1,806,763) \times \frac{20,166,666 \times 80\%}{52,000,000} + (20,166,666 - 20,166,666 \times 80\%) = 5,400,559$ $5,400,559 \times 0.7 = 3,780,391$ $3,780,391 \times 0.030 \times \frac{3}{12} = 28,353 \text{ ①}$ <p>② 賃貸併用住宅(建物附属設備)</p> $5,400,559 \times 0.2 = 1,080,111$ $1,080,111 \times 0.067 \times \frac{3}{12} = 18,092 \text{ ①}$

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
		③ 賃貸併用住宅(構築物) $5,400,559 \times 0.1 = 540,055$ $540,055 \times 0.100 \times \frac{3}{12} = \underline{13,502}$ ① ④ アパート建物 $15,000,000 \times 0.046 \times \frac{9}{12} = \underline{517,500}$ ① ⑤ 減価償却費の合計額 ①～④の計=577,447 (5) 保険料 $360,000 \times \frac{40\text{m}^2 + 40\text{m}^2}{240\text{m}^2} \times \frac{3\text{月}}{36\text{月}} \times \frac{1}{2} + 50,000 = \underline{55,000}$ ① (6) 支払利息 $120,000 \times \frac{40\text{m}^2}{240\text{m}^2 \times 50\%} = \underline{40,000}$ ① (7) その他諸経費 $240,000 \times \frac{40\text{m}^2 + 40\text{m}^2}{240\text{m}^2} \times \frac{1}{2} + 240,000 \times 50\% \times \frac{3\text{月}}{12\text{月}}$ $\times \frac{40\text{m}^2}{240\text{m}^2 \times 50\%} + 1,300,000 + 170,000 = \underline{1,520,000}$ ① (8) 必要経費合計 (1)～(7)の計=2,972,447 3 1 - 2 = △1,457,447 11 点
給与所得	4,121,000	(1) 収入金額 $6,950,000 - 360,000 = \underline{6,590,000}$ ① (2) 給与所得控除額 $6,590,000 \times 20\% + 440,000 = 1,758,000$ (3) 特定支出控除額 ① $(360,000 - 360,000) + 600,000 + (1,200,000 - 560,000) + 350,000 = \underline{1,590,000}$ ① ② $① - (2) \times \frac{1}{2} = 711,000$ (4) $(1) - (2) - (3) = 4,121,000$ 2 点
譲渡所得 上場株式等に係る譲渡所得等	① 400,000	譲渡損益 E社 400,000 <u>(注) 非課税口座内の少額上場株式等の譲渡損失はないものとみなす</u> ① 2 点

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
一般株式等に係る譲渡所得等	1,824,737	譲渡損益 C社 $3,000,000 - (750,000 + 425,263) = \underline{1,824,737}$ ② (注1) $\frac{500,000 + 2,500,000 + 0}{10株 + 50株 + 60株} = 25,000$ $25,000 \times 30株 = 750,000$ (注2) $9,090,000 \times \frac{\times 2,400,000}{51,300,000} = 425,263$ $\times \frac{4,000,000}{50株} \times 30株 = 2,400,000$ 2点
(分離長期譲渡)所得	29,160,600	(1) 不動産の譲渡所得の課税の特例の適用の可否及び適用 できる場合には、特例の名称を述べなさい。 ・ <u>特定の事業用資産の買換え(措置法37)が適用できる。</u> ① ・ <u>相続税額の取得費加算(措置法39)が適用できる。</u> ① (2) 総収入金額 土地 52,000,000 建物 3,000,000 (3) 取得費 ① 土地の取得費 $52,000,000 \times 5\% = \underline{2,600,000}$ ① ② 建物の取得費 $3,304,500 - (103,500 + 517,500) = \underline{2,683,500}$ ① (注) $15,000,000 \times 0.9 \times 0.046 \times \frac{2}{12} = 103,500$ (4) 譲渡費用 ① 土地の譲渡費用 $30,000 + 1,881,000 = 1,911,000$ $1,911,000 \times \frac{52,000,000}{55,000,000} = \underline{1,806,763}$ ① ② 建物の譲渡費用 $1,911,000 - 1,806,763 = \underline{104,237}$ ① (5) 建物譲渡損益 $3,000,000 - (2,683,500 + 212,263 + 104,237) = \underline{0}$ ① (注) $9,090,000 \times \frac{1,500,000}{51,300,000} = 265,789$ $> 3,000,000 - (2,683,500 + 104,237) = 212,263 \therefore 212,263$ (6) 土地譲渡損益 <基礎価額> $52,000,000 > (110,000,000 + 11,000,000) \times \frac{40m^2}{240m^2}$ $= 20,166,666 \therefore \underline{20,166,666}$ ① ① $52,000,000 - 20,166,666 \times 80\% = 35,866,667$ ② $(2,600,000 + 1,806,763) \times \frac{\text{①}}{52,000,000} + 3,666,531$ (注) $= 6,706,067$ (注) $30,000,000 \times \frac{\text{①}}{52,000,000} = 20,692,307$ $9,090,000 \times \frac{20,692,307}{51,300,000} = 3,666,531$ ③ ① - ② = <u>29,160,600</u> ① ※賃貸併用二世帯住宅のうち、甲の持分を買換資産としている 9点

資格の大原 本文中無断転載禁

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程	
配当所得(<u>総合課税</u>)	<u>② 250,000</u>	F社 100,000 特定証券投資信託 150,000	2点
(<u>一時</u>) 所得	<u>① 500,000</u>	(1) 総収入金額 2,000,000 (2) その収入を得るために支出した金額 1,000,000 (3) 特別控除額 $\{(1)-(2)\} > 500,000 \therefore 500,000$ (4) $(1)-(2)-(3)=500,000$	1点

II 課税標準額の計算

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程	
総所得金額	3,163,553	(1) 損益通算 <u>やり方 ①</u> $\Delta 1,457,447 + (4,121,000 + 250,000) = 2,913,553$ (2) $2,913,553 + 500,000 \times \frac{1}{2} = 3,163,553$	
上場株式等に係る譲渡所得等の金額	<u>① 100,000</u>	上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除 $400,000 - 300,000 = 100,000$	
一般株式等に係る譲渡所得等の金額	1,824,737		
上場株式等に係る配当所得等の金額	0		
長期譲渡所得金額	29,160,600		
課税標準額の合計	34,248,890		2点

III 所得控除額の計算

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程	
雑損控除	<u>① 0</u>	(1) 損失額 $3,100,000 - 1,000,000 = \underline{2,100,000}$ ① (2) 足切額 $34,248,890 \times \frac{1}{10} = 3,424,889$ (3) $\{(1)-(2)\} < 0 \therefore 0$	
社会保険料控除	<u>① 798,000</u>		
(小規模企業共済等掛金控除)	<u>① 240,000</u>		

資格の大原 本文中無断転載禁

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
障害者控除	① 0	甲の母は別生計のため適用なし ①
生命保険料控除	① 82,500	(1) 一般分 ① 新契約 120,000 > 80,000 ∴ 40,000 ① ② 旧契約 $70,000 \times \frac{1}{4} + 25,000 = 42,500$ ③ ①+②=82,500 > 40,000 ∴ 40,000 ② > 40,000 ∴ 42,500 (2) 個人分 ① 新契約 $50,000 \times \frac{1}{4} + 20,000 = 32,500$ ② 旧契約 $40,000 \times \frac{1}{2} + 12,500 = 32,500$ ③ ①+②=65,000 > 40,000 ∴ 40,000 (3) (1) + (2) = 82,500
(地震保険料控除)	① 40,000	$360,000 \times \frac{240\text{m}^2 \times 50\% - 40\text{m}^2}{240\text{m}^2} \times \frac{1\text{年}}{3\text{年}} = 40,000$ ※甲の持分(240 m ² ×50%)のうち、賃貸部分(40 m ²)を除く部分を対象としている。
配偶者控除	① { 0	1,500,000 - 550,000 = 950,000 > 480,000 ∴ 適用なし
配偶者特別控除	{ 0	34,248,890 + 300,000 = 34,548,890 > 10,000,000 ∴ 適用なし
扶養控除	① 0	長男は控除対象扶養親族でないため適用なし
基礎控除	① 0	34,548,890 > 25,000,000 ∴ 適用なし
所得控除の合計額	1,160,500	12点

IV 課税所得金額の計算

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
課税総所得金額	2,003,000	3,163,553 - 1,160,500 = 2,003,000 (千円未満切捨)
上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額	100,000	(")
一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額	1,824,000	(")

資格の大原 本文中無断転載禁

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
上場株式等に係る課税配当所得等の金額	0	
課税長期譲渡所得金額	29,160,000	(")

V 税額控除額及び税額の計算

(単位：円)

区 分	金 額	計 算 過 程
算出税額		
課税総所得金額に対する税額	102,800	$2,003,000 \times 10\% - 97,500 = 102,800$
上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額	15,000	$100,000 \times 15\% = 15,000$
一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税額	273,600	$1,824,000 \times 15\% = 273,600$
上場株式等に係る課税配当所得等の金額に対する税額	0	
課税長期譲渡所得金額に対する税額	4,374,000	$29,160,000 \times \frac{15}{100} = 4,374,000$ ①
小 計	4,765,400	
配当控除	8,750	$2,003,000 + 100,000 + 1,824,000 + 29,160,000 > 10,000,000$ $\frac{100,000 \times 5}{100} + \frac{150,000 \times 2.5}{100} = 8,750$ ① ①
住宅借入金等特別控除	① 0	<判定> やり方 ① $34,548,890 > 20,000,000 \therefore$ 適用なし
差引所得税額	4,756,650	$4,765,400 - 8,750 = 4,756,650$
復興特別所得税額	99,889	$4,756,650 \times \frac{2.1}{100} = 99,889$ ①
所得税等の源泉徴収税額	① 189,287	$151,000 + 15,315 + 22,972 = 189,287$
所得税等の申告納税額	4,667,200	(百円未満切捨)
所得税等の予定納税額	0	
納付すべき税額又は還付される税額	4,667,200	

7点

□合格ラインの読み口

理論問題は、基本論点を中心の問題でしたので、しっかりと対策をしていた方は十分に解答できたのではないのでしょうか。

計算問題は、総合問題 1 題の出題であり、不動産所得、給与所得及び譲渡所得を中心とした論点が問われました。

理論のボリュームは比較的少なめであり、計算のボリュームもそこまで多くはありませんでしたが、計算の一部論点の難易度が非常に高く、正しく解答することは困難な難易度でしたので、計算については解答しやすい基本論点をしっかりと見極めて解答することが必要でした。

全体としては、理論については、難易度・ボリュームともには高くないため、精度の高い解答が必要でした。計算については各論点の難易度をしっかりと判断し、基本項目を丁寧に得点できたかどうか重要なポイントであったと言えます。

〔第一問〕

理論問題の間 1 は、動産の譲渡をテーマとして、「生活に通常必要でない資産」の意義、「生活に通常必要でない資産」を譲渡した場合の取扱い、「生活に通常必要な動産」を譲渡した場合の取扱いを順次解答する問題でした。いずれも基本項目でしたが、設問ごとの解答欄がかなり少なめででしたので、柱となる規定を的確に解答する必要がありました。

理論問題の間 2 は、確定申告に関する基本問題でした。重要理論をそのまま解答する問題で、規定を精度高く解答する必要がありましたが、答案用紙が 1 枚のみであったため、規定の優先度をつける必要がありました。

〔第二問〕

不動産所得や給与所得、譲渡所得を中心とした者の納付すべき税額までを計算する総合問題でした。本年新たに建築した賃貸併用二世帯住宅に関する設定が非常に複雑であり、それを正確に読み取って収入金額・必要経費を按分する必要がありました。また、賃貸用アパートの譲渡に関し事業用資産の買換えの適用が想定されますが、そちらの買換え資産として上記の賃貸併用二世帯住宅を用いることとなるため、分離課税の譲渡所得に関しても非常に複雑な設定となっております。本試験の限られた時間でこちらの論点の設定を正確に読み取り解答をすることは困難でしたので、無理にこれらの論点に時間を使いすぎることなく、比較的得点しやすい給与所得や株式譲渡所得、所得控除の論点などでしっかりと得点を伸ばしていきましょう。無理に難易度が高い論点に時間を使うことなく、基本論点で落ち着いて点数を伸ばすことが合格答案作成のポイントであったと考えられます。

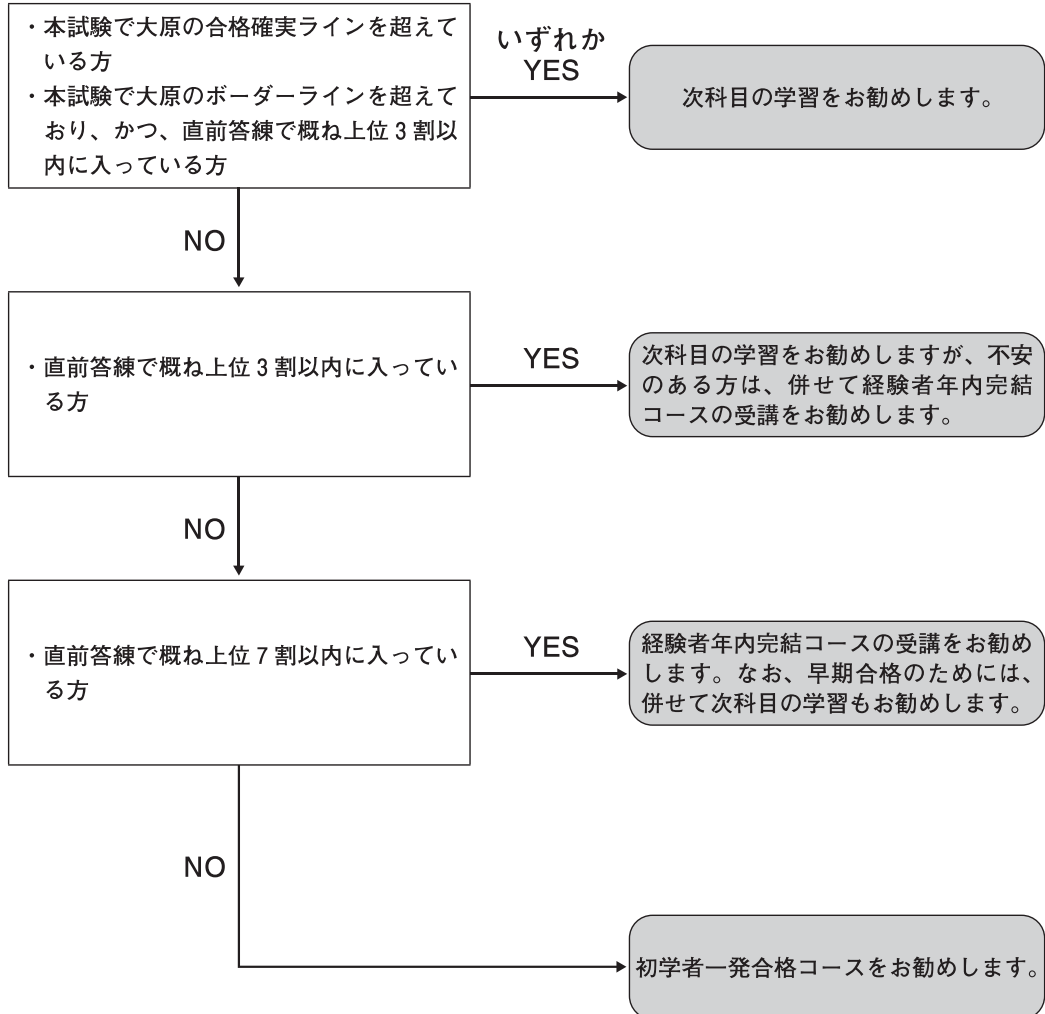
以上を踏まえるとボーダーラインは理論 37 点、計算 22 点、合計 59 点前後になると思われ、合格確実ラインは合計 72 点以上になると思われます。

学習経験者のための科目・コース選択ツール

税理士試験に早期合格するためには適正な科目、コース選択が非常に重要となります。本試験の出来及び皆さんの学習状況を踏まえた上で9月からの受講科目、受講コースをご検討ください。

また、各コースの内容も併せて参考にしてください。

なお、個々の学習状況、学習環境に応じた受講相談を承っておりますので担当講師などにお気軽にご相談ください。



コ ー ス 紹 介

【初学者一発合格コース】

講義回数：79回（週2回）

学習経験者であっても知識の定着レベルが低い方（目安として、受験専門学校の直前答練で上位7割未満の方）については、ある程度の知識が身に付いていることを前提に進められる経験者コースを受講するより、初学者一発合格コースを受講していただき、知識の定着を図っていただくことが税理士試験の合格のために重要となります。

このコースでは、年内の4ヶ月で基礎項目及び本試験での出題頻度が高い項目を優先的に学習し、年明け1月からは理論・計算ともに基礎知識を踏まえた応用項目を学習します。5月期以降は多くの問題演習を通じて知識の定着を図るとともに合格答案作成能力を身に付けていただきます。さらに本試験に直結する試験委員対策を学習することにより1年で合格に必要な実力を身に付けることができます。

なお、初学者コースと経験者コースの学習範囲に差はございません。

【経験者年内完結コース】

講義回数：14回（週1回）

週1回のコースで、テキストを使用した講義での学習を中心とし、各月末を目安に演習問題（確認テスト）を実施するコースとなります。

受験専門学校の直前答練で上位3割以内の成績であったものの本試験においてボーダーライン以下となられた方、受験専門学校の直前答練で上位3割超から7割までの学習習熟度であった方を対象としたコースです。

テキスト講義回では、基礎項目及び本試験での出題頻度の高い項目の考え方を再確認し理解力を養うとともに、多くの受講生が苦手とする項目や差がつきやすい項目を網羅的に学習していきます。理論学習では、知識面については、本試験での重要性の高い理論及び理解が難しい理論を重点的に学習し、形式面については、本試験の出題パターンに応じた解答アプローチの学習を行います。

確認テスト回では、理論・計算併せて120分の演習問題を通じてアウトプット力を養い、講義で学習した項目の理解と定着度合を確認することができます。

理論問題は、事前に出題範囲を提供した上で、応用理論や事例形式など様々な問題の出題をし、問題に対する解答アプローチの実践練習を行います。

<主な学習項目>

計算：利子所得、配当所得、給与所得、退職所得、減価償却、資本的支出・修繕費、有価証券の譲渡、居住用財産の譲渡、所得控除など

理論：資産の無償又は低額による移転があった場合、有価証券の譲渡による所得の課税関係、資産について生じた損失の取扱い、損益通算、確定申告、利子所得・配当所得の課税関係、利子所得・配当所得の源泉徴収、給与所得の源泉徴収など

<配布教材>

計算テキスト、計算問題集、理論テキスト、演習問題（確認テスト）